5月29日 第62回社会保障審議会障害者部会におけるヒアリング

総合支援法施行3年後見直しに関する意見

きょうされん 理事長 西村 直

このたびは、標記の件についてヒアリングの機会をいただき、誠にありがとうございます。当会の意見を下記の通りとりまとめましたので、提出させていただきます。

障害者の就労支援について

- 〇障害者権利条約第27条の「障害者が自由に選択し、または承諾する労働によって生計を立てる機会を有する権利」等の実現を図る観点から、就労支援のあり方について検討すること。
- 〇現行の事業体系を、労働法規の適用と最低賃金保障等を特徴とする「障害者就労センター」と「デイアクティビティセンター(作業活動支援部門)」に再編するための検討体制を設け、適切な就業の機会を確保するための試行事業の実施を図ること。
- ○障害のある人の所得保障のあり方について、働くことを通じた所得や年金等現行の所得 保障制度に加え、それらだけでは最低生活費に及ばない場合の新たな所得保障制度の導 入について、現行制度との調整の仕組みと併せて検討すること。
- 〇上記の検討に要する期間中は現行の事業体系に基づくが、就労継続支援A型における短時間利用への報酬の一律の減算や、同B型における本人の意向を踏まえない利用制限等を解消すること。また、地域活動支援センターを個別給付に位置づけ、他の就労支援事業との格差を解消すること。
- 〇障害者の通勤支援を個別給付事業として制度化すること。その財源については必要であれば労働施策との新たな連携を図ること。

障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方について

- 〇障害者権利条約第19条第2項の「地域社会からの孤立及び隔離を防止するために必要な在宅サービス、居住サービスその他の地域社会支援サービスにアクセスすること」等を実現する観点から、支給決定の在り方を検討すること。
- 〇支給決定は、国及び市町村が障害者等の参画を得て公開されたプロセスの下で策定した 支援ガイドラインにもとづき、障害者及びその意思決定を支援する者との協議調整によ り行なう仕組みへの変更を図ること。
- 〇障害支援区分が支援利用の要件となっていることが本人の意向に沿った地域生活の実現 を困難にしていることから、こうした要件をなくすこと。

障害者の意思決定支援・成年後見制度の利用促進の在り方について

〇障害者権利条約第 12 条の「他の者との平等を基礎として法的能力を享有する」等を実現する観点から、意思決定及び成年後見制度の現状と課題を精査すること。

〇あわせて障害福祉サービスの利用等限定的な場面ではなく、障害者の社会生活及び日常 生活全般にわたる意思決定支援及び成年後見制度の在り方について検討する場を設ける こと。

精神障害者に対する支援の在り方について

- 〇障害者権利条約第 19 条第 1 項の「障害のある人が、他の者との平等を基礎として、居住地及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること」等を実現する観点から、精神障害者の地域移行の促進について検討すること。
- 〇地域移行とは自ら選んだ住まいで安心して、自分らしい暮らしを実現することであることを踏まえ、そのための予算措置を伴う地域移行プログラムの策定に着手すること。併せて地域基盤整備 10 ヵ年戦略(仮称)の策定にも着手すること。
- 〇精神科病棟転換型居住施設は上記の地域移行の理念と相容れないことから、これを撤回 すること。

高齢の障害者に対する支援の在り方について

- 〇障害者権利条約第 19 条第 2 項の「地域社会からの孤立及び隔離を防止するために必要な在宅サービス、居住サービスその他の地域社会支援サービスにアクセスすること」等を実現する観点から、支給決定の在り方を検討すること。
- 〇現行の介護保険優先原則を見直し、障害者総合支援法にもとづく支援と介護保険にもと づく支援を選択・併用できるようにすることを含め、検討を進めること。

その他の障害福祉サービスの在り方等について

- OOECD によると日本の障害関連支出は加盟国平均の半分以下であることから、これを平均並みまで計画的段階的に引き上げること。
- ○人材及び支援の質の確保はこの分野の喫緊の課題であることから、他産業の平均並みの 賃金を支払うことができる水準の報酬とする観点から、加算方式は取りやめ本体報酬を 引き上げること。また、報酬を利用者支援等に関するものと事業運営等に関するものに 分け、前者は日払い方式、後者は月払い方式とすること。
- 〇常勤換算方式は支援者のパート化等の要因となっており、支援の質の担保を困難にして いることから、これを取りやめること。
- ○障害に伴う支援は原則無償とすること。

以上